

授業料その他納付金等に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 「学則」及び「大学院学則」に定める授業料等納付金に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(授業料その他納付金の区分)

第2条 本学の授業料その他納付金等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般納付金（入学金、授業料、施設充実費、教育充実費及び図書費）
- (2) 特別納付金（教職課程履修料、教育実習費、追・再試験料等）
- (3) 研究生納付金、科目等履修生納付金、委託学生納付金
- (4) 手数料（各種証明書などの発行手数料等）
- (5) 入学等検定料（学校推薦型選抜受験料、奨学金大学給付型選抜受験料、一般選抜受験料、大学入学共通テスト利用選抜受験料、帰国生及び私費外国人留学生選抜受験料、編入学選抜受験料、転入学選抜受験料、長期履修学生選抜受験料、転学科・転専攻受験料、再入学受験料及び大学院入学者選抜受験料）
- (6) 在籍料
- (7) 教職履修カルテ利用料

(授業料その他納付金等の変更)

第3条 授業料その他納付金等の額は、物価の変動やその他の事情により変更することがある。その場合には、新たに定められた額によって納入しなければならない。

(授業料その他納付金等の返還)

第4条 すでに納入された授業料その他納付金等は、原則として返還しない。

第2章 一般納付金

(一般納付金)

第5条 一般納付金の金額、納期別金額及び納入期限は、別表1のとおりとする。

(編入学者、再入学者又は転入学者等の一般納付金)

第6条 編入学、再入学又は転入学を許可された者の一般納付金は、別表1に定めるとおりとする。

2 編入学金、再入学金又は転入学金の額は、当該年度の入学金の半額とする。

(休学、復学、退学及び停学の場合の一般納付金)

第7条 本規程第5条別表1に定める納期別の中で休学又は退学する場合の一般納付金

は、その納期分の全額を納入しなければならない。

- 2 休学を許可された場合は、一般納付金については次回納期分から納入を免除する。
- 3 復学を許可された場合は、一般納付金については復学年次の復学月日の属する納期分から納入しなければならない。
- 4 停学の処分を受けた場合は、一般納付金についてその停学期間中の分を納入しなければならない。

(一般納付金の減免)

第8条 「学則」第43条に定める私費外国人留学生の一般納付金の一部を減免する。

- 2 前項の詳細な事項については、別に定める。

(一般納付金の納入延期)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、学生支援課を経て、学長に願い出て一般納付金の納期時期の猶予の許可を受けることができる。

- (1) 天災地変その他不慮の災害により納入期限内に納入することができない場合
- (2) 前・後期の2期分納入者で家庭の都合等により納入期限内に納入することができない場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項により納入時期の猶予の許可を受けようとする場合は、所定の「一般納付金納入延期願」を提出しなければならない。

3 納入時期の猶予の許可(有効)期間は、納入期限の翌日から60日以内とする。ただし、学長が認めた場合は、さらに納付時期を猶予することができる。

(一般納付金滞納者に対する処置)

第10条 一般納付金を滞納し、再三督促しても指定の期日までに納入しない者は、学則第50条第3号の規定により除籍する。

第3章 特別納付金

(特別納付金)

第11条 特別納付金の金額、納期等については、別表2のとおりとする。

第4章 研究生、科目等履修生の納付金等

(研究生)

第12条 研究生として入学を許可された者は、許可された日から1週間以内に別表2に定める授業料等を納入しなければならない。

(科目等履修生)

第13条 科目等履修生として履修を許可された者は、許可された日から1週間以内に別表2に定める履修料等を納入しなければならない。

(委託学生)

第14条 「学則」第42条に定める委託学生として入学を許可された者は、許可された日から1週間以内に別表2に定める授業料等を納入しなければならない。

第5章 手数料

(手数料)

第15条 手数料の種別、金額及び納付期限は、別表2のとおりとする。

第6章 入学等検定料

(入学等検定料)

第16条 入学等検定料は、別表2のとおりとする。

第7章 在籍料

(在籍料)

第17条 在籍料は、別表2のとおりとする。

第8章 教職履修カルテ利用料

(教職履修カルテ利用料)

第18条 教職履修カルテ利用料は、別表2のとおりとする。

附 則

- 1 本規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得た後、発効する。
- 2 本規程は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第16条は、平成8年12月20日から施行する。
(決議№99 - 23の2)

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成24年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年(令和2)年4月1日から施行する。 (議決No.19-41)

附 則

この規程は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年10月15日から施行する。